

環境影響評価法 改正後のフロー(赤字・赤矢印が法改正事項)

対象事業

交付金事業を対象事業に追加 (政令改正: 風力発電所を追加)

事業実施段階前
の手続

住民・知事等意見

【配慮書】
計画段階配慮事項の検討の結果

環境大臣の意見

主務大臣の意見

※ 第2種事業については事業者が任意に実施
※ 災害等に準じる特例規定

対象事業に係る計画策定

配慮書の内容等を考慮

スクリーニング手続

免許等を行う者等が判定

知事意見

事業実施段階
の手続

住民・知事等意見

【方法書】 評価項目・手法の選定

説明会の開催

政令で定める市から事業者への直接の意見提出

方法書、準備書及び評価書について電子縦覧の義務化

評価項目、調査・予測及び評価手法の選定
調査・予測・評価の結果に基づき、環境保全措置を検討

主務大臣の意見

環境大臣の意見

【準備書】 環境アセスメント結果の公表

説明会の開催

政令で定める市から事業者への直接の意見提出

(学識経験者の活用)
環境大臣の意見等

意見を述べる場合、
環境大臣に助言を
求めるよう努力

【評価書】 環境アセスメント結果の修正・確定

免許等を行う者等の意見

地方公共団体

許認可等・事業の実施

環境大臣の意見

【報告書】 環境保全措置等の結果の報告・公表

免許等を行う者等の意見

※ 配慮書、報告書に関する改正事項: 公布後2年以内に施行
上記以外に関する改正事項: 公布後1年以内に施行